

量刑判断に至る因子に関する研究 — 重回帰モデルの構築と個人要因の検討 —

A regression models about lay judge system.

北折充隆¹⁾

Mitsutaka KITAORI

小嶋理江²⁾

Masae KOJIMA

【問題と目的】

近年、犯罪に対する処罰は厳罰化傾向にある。2003年に政府は、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、凶悪犯罪に関する法定刑・有期刑の上限を上げた。しかし実態として、平成29年度における殺人の認知件数は920件であり、昭和33年の2683件と比べ、1/3近くに減少している（警察庁、2018）。

それにも関わらず、犯罪件数が増加していると認識し、強い処罰感情を持つ人は多い。これは、マスメディアが注目を集めやすい犯罪を報道し、体感不安を悪化させていることが背景にあるといわれる（板山、2014）。

とはいえこのことは、厳罰化を否定する根拠とはなり得ない。例えば平成29年中の交通事故死者数は3,694人と、昭和23年以来最小であり、法律改正に伴う厳罰化が大きく影響したことは疑いの余地がない。星（2012）によれば、平成13年末に危険運転致死傷罪が施行された後、飲酒運転による自動車事故やその死亡事故は一貫して減少傾向にあり、厳罰化の効果が明確に現れている。

こうした背景の中、2009年5月より市民から無作為に選ばれた裁判員が、職業裁判官と

ともに裁判を行う裁判員制度が開始された（福本、2015）。これは、国民の司法参加により、市民が持つ日常感覚や常識を裁判に反映するとともに、司法に対する国民の理解の増進と、その信頼の向上を図ることが目的とされている。

裁判員裁判の導入前、裁判官による裁判では、主に量刑相場が広く判断に適用されていた（森、2011）。これは、過去の判例に基づく蓄積の中で形成された相場を基本とし、個々の情状を踏まえて決定する形で運用されるものであった。しかし、裁判員裁判が導入された背景の一つに、市民が持つ日常感覚や常識といったものを反映させることが、その大きな理由として挙げられていることは、こうした量刑相場が市民感覚と乖離していたことを意味する。

元々裁判員と裁判官の間では、法律や裁判に関する知識や経験に大きな差異がある（三島・本庄・森本・國井、2016）。加えて裁判官による裁判は裁判員裁判と異なり、情状の考慮が反映されていない点も、市民感覚を反映していない理由とされてきた（谷口・池上、2018）。裁判員裁判においては、被告の動機に同情できるような事件は量刑判断が軽くなり、理不尽な動機に基づく殺人では、厳罰化する傾向が見られる（辻、2012）。

1) 金城学院大学人間科学部

2) 相山女学園大学非常勤講師

よって裁判員裁判は、専門家が過去の判例の集積結果を一定の基準としながらも、感情に流されやすい側面があるといえる（荒川2015）。感情は推論に大きな役割を果たすため（Schwarz, 1990）、これに訴えるような検察側の陳述や法廷戦術が、過度に厳しい判断をもたらす可能性は否定できない。

抑止効果が高いことが明らかであっても、感情にまかせて厳罰を科すようなことはあってはならないし、量刑判断には慎重を期さねばならない。行刑施設の収容定員超過（法務総合研究所, 2007）や、治安悪化といった問題があるからである。厳罰化が進めば、「簡単に入れられるけど出られない」ため、行刑施設の収容人数は増加の一途をたどる。さらに、長期の収監が社会復帰を困難にするため（岡部, 2012）、生活保護などの社会的コストを増大させ、結局は社会全体の損失となる点を留意せねばならない。

以上を含め本研究では、犯した罪の重さに釣り合ったペナルティが、どういった市民感覚として認識されているのか検討する。具体的に、裁判を模したシナリオを読んで貰い、様々な変数を操作した上で重回帰モデルを作成する。

ここでいう重回帰式とは、「 $y = a \times 1 + b \times 2 + c \times 3 + d$ 」などと表記でき、これにより量刑判断を数理的に把握することが可能となる。例えば、「平均懲役年数 = $-1.5 \times$ 反省の有無 + $5 \times$ 前科の有無 + 12」といった式が求められた場合、「市民感覚として、反省していれば懲役が1.5年輕減され、前科があると5年追加される。そういったものが無ければ、量刑相場は12年である」ということになる。

このような重回帰式の発想は、心理学の統計解析的な考え方に基づいている。非専門家を対象とした調査を実施し、こうした数式を

導くことで、より市民感覚を反映させつつも、量刑相場をある程度鑑みた判断が可能となる。

また本研究では、量刑判断に影響するパーソナリティ特性や、裁判に対する意識や態度についても関連を検討する。

社会は多様な価値観を内包しているため、裁判員を構成するメンバーも、必然的に様々な考えを持つ人の集合体となる。

例えば基本的な対人観として、孟子の性善説、荀子の性悪説などは、量刑判断に大きく影響すると考えられる。孟子の「性善説」とは、あらゆる人は生まれつき、善を先天的に備えているとする説であり、日本の社会は、性善説の上に成り立っていると言われる（守屋, 2008）。この説に基づけば、人は成長していく過程で悪事を身につけ、個人の中に善・悪両方を内包することになる。対する荀子の性悪説とは、人間の本性は欲望的存在（悪）にすぎないが、後天的努力により善を知り、礼儀を正すことができるとして、教育・学問の重要性を説いたものがある。法治主義や、信賞必罰の根源となる概念とされている（童門, 2012）。もっとも、近年は性善説・性悪説を正しく理解していることはあまりなく、単純に「人は基本的に“善”か“悪”か」というような形で、漠然としたイメージとして捉えられていることが多い。これは換言すれば、一般的な他者に対する信頼を投影しているとみなすことができる。

当然ながら、どちらの視点を持つのかは、犯罪行為に対して科すペナルティの程度とも強く関連する（北折・小野寺, 2013）。性善説の立場を取る人は、本質的に悪い人はいないと考えるため、裁判においても被告の更生可能性を高く見積もり、軽い判決を志向するであろう。逆に性悪説の立場に立つ人は、更生可能性を低く見積もったり、もしくは不可

能であると判断することで、厳罰を科そうとすると予測できる。

こうした対人観に加え、本研究では裁判に対する態度や事件に対する心証、犯罪不安や社会考慮といった個人の態度についても、量刑判断との関連を検討する。例えば犯罪不安は、自分や家族が犯罪に遭うのではないかといった不安の程度をさす（荒井，2012；小野寺・桐生・樋村・三本・渡邊，2002；小野寺・桐生，2003）。自身が犯罪に巻き込まれるのではないかという不安が強ければ、治安を維持したいという志向性も高いため、犯罪加害者に対する態度は強硬なものとなるであろう。

こうした因果関係が解釈しやすい態度指標もある一方で、社会考慮は着目点により判断が大きく異なる。齋藤（1999）によれば、社会考慮は‘個人の生活空間を「社会」として意識している程度、または複数の個人からなる社会というものを考えようとする態度’と定義される。身近にいる他者のみならず、社会全体といった広い範囲の対象を意識し、個人と社会とのつながりについて考える程度の指標である（高木，2005）。

そう考えると、社会を考慮していない人は個人を優先し、利己的基準にしたがった行動をとりやすい。自身の行為が社会にどのような影響を及ぼすかとか、世の中の成り立ちなどに思いが至らないことは、量刑判断に対して二つの解釈可能性を示す。

一つ目は、高い社会考慮が厳罰化を志向する可能性である。自身の行為が社会にどう影響するのかを常に考えていれば、周囲に被害や迷惑を及ぼす行為に対し、「何故そんなことを平気のできるのか」などと、強い怒りを抱く。様々なことに考慮が及ぶが故、身勝手な行為に対する許容度が低くなり、厳罰を志向するという解釈である。

もう一つは、高い社会考慮が逆に、厳罰化を抑制する可能性である。犯罪や迷惑行為に怒りを覚えるのは同様であるが、併せて行刑施設の収容超過や、社会復帰の困難に思いが至れば、厳罰を科すことに躊躇を示すことになる。様々な因果関係を想定した結果、厳罰化が社会的コストを増大させるという点に思いが至った結果として、量刑判断が軽くなるという解釈である。いずれの解釈が正しいのかは不明であるため、本研究で明らかにする。

以上本研究では、量刑判断に影響を及ぼす変数を用いた重回帰モデルの構築と、量刑判断に影響する個人内要因を検討する。これにより、一般市民の量刑判断に至る心理プロセスを明らかにする。

【方法】

調査時期 2015年～2019年に渡り、各年度1回ずつ調査を実施した。

調査対象 本調査は全て、Web調査会社により実施された。調査回答者は、全国からランダムに抽出された、20代～60代の男女各100名の、計200名（各年度40名ずつ）である。調査の実施にあたり初めに、回答は強制ではないことと、シナリオを読み進める内、不快感や共感のあまり気分が悪くなった場合など、それ以上の進行を辞めるよう画面上に提示し、これに同意したケースのみに回答を求めた。これにより、被験者に過大な心理的負担を与えるといった、倫理的な問題は生じていない。

シナリオの提示 調査素材は裁判例として、義父が虐待をした結果母親の連れ子を死亡させ、遺体を遺棄したという仮想事案のシナリオを作成した。これは、2011年に発生した実際の事件で、一審傷害致死、二審で殺人罪が適用された実際の事案を元に、個人名や細かい設定を変更したものである。シナリオ

上の検察の求刑は、懲役10年となっているが、実際の裁判でも求刑は懲役10年であり、概ね実態に則した模擬裁判シナリオであると推定できる。

調査では、一定時間経過後でない次の画面に進めない形で、事件の概要に関するシナリオが画面に表示された。はじめ裁判の流れに準じる形で、人定質問・冒頭陳述が提示された。その後、冒頭陳述後、検察の求刑（懲役10年）、弁護側の弁護の順に提示後、量刑判断などの質問項目に回答を求めた。

独立変数の設定 まずフェイスシートにおいて、裁判員として裁判に参加したことがあるかについて、“はい・いいえ”のいずれかに回答を求めた。本研究で投入した独立変数は、「反省の有無」「生育環境（自身が幼少期に虐待を受けていたかどうか）」「犯行態様の残虐さ（死亡に至るまでの虐待の程度）」「身勝手さ（犯行に至った理由）」の4つである。これらの操作は提示するシナリオを操作し、検察側の陳述の中でシナリオ中に言及されるか否かで操作を行った。なお、シナリオで提示する字数は、いずれの条件についても字数差は10文字以内とし、特定の条件のみ長文を提示するといったことはない。各年度に実施した調査について、シナリオ操作がどのように行われたのかをまとめたものをTable1に示す。

Table1 調査年度別の独立変数投入表

	反省	生育環境	残虐さ	身勝手さ
2013年調査	あり	良好	あり	あり
2014年調査	なし	良好	あり	あり
2015年調査	あり	劣悪	あり	あり
2016年調査	なし	良好	なし	なし
2017年調査	あり	劣悪	なし	あり
2018年調査	あり	劣悪	あり	なし

この他、個人の特性を測定する尺度として、「自分は事故に巻き込まれることはない」「自分は犯罪に巻き込まれることはない」「自分は事故を起こすことはない」「自分は罪を犯すことはない」「死刑制度に賛成である」「裁判員として裁判に参加したことがある」「世の中には矯正不可能な人間もいると思う」「罪を犯しても、捕まる確率は実は低いと思う」「日本の社会は平和だと思う」「私は性善説（人は基本的に善であるとする）を支持する」「私は性悪説（人は基本的に悪であるとする）を支持する」の11項目について、はい・いいえのいずれかについて選択を求めた。最後に、吉田・元吉・北折（2000）による社会考慮尺度13項目に回答を求めた。

従属変数 従属変数としてまず、「被告人を懲役何年に処するのが適当と考えますか？」に回答を求め、加えて裁判に対する公正性評価、被告に対する印象、自身の法規範に対する態度など28項目に回答を求めた。

【結果】

裁判評価に関する因子分析 裁判評価に関する28項目について、因子分析（主因子法・バリマックス回転）を行った。固有値の減少や、因子の解釈可能性から5因子を抽出した。因子負荷量の採用基準は.46以上とし（固有値は7.38 → 3.61 → 2.31 → 1.70 → 1.39 → 1.19と減少した）、5因子で全分散の58.53%を説明できる。第一因子は“強い非難に値する犯罪だと思う”“悪質な犯罪だと思う”等の12項目で構成されるため、「犯人への非難（ $a = .71$ ）」因子と命名した。第二因子は“この裁判は妥当な流れで行われた”“公平な裁判であったと思う”等の4項目で構成されるため、「裁判妥当性（ $a = .78$ ）」因子と命名した。第三因子は“適切な判決を出しやすい裁判だと思う”“自分の科した懲役で、正義は守ら

れると思う”の2項目で構成されるため、「秩序の維持（ $\alpha = .67$ ）」因子と命名した。第四因子は“誰でも起こしうる事件だと思う”“どこにでもあるような事件だと思う”等の3項目で構成されるため、「事件への共感（ $\alpha = .71$ ）」因子と命名した。第五因子は“虐待を止めなかった母親こそ一番の責任がある”“そもそも母親のFが一番悪い”の2項目で

構成されるため、「母親への非難（ $\alpha = .79$ ）」因子と命名した。

第三因子の信頼性係数が低いが、本研究ではそのまま下位尺度得点として合成した。それ以外の因子については、十分な信頼性があると判断し、そのまま下位尺度得点とした（Table2）。なお、社会考慮尺度は吉田らにおいて強い一因子構造が確認されており、本研

Table2 裁判評価に関する因子分析結果

	I	II	III	IV	V	共通性
<犯人への非難> $\alpha = .71$						
強い非難に値する犯罪だと思う	.76	.07	.12	-.13	.00	.62
悪質な犯罪だと思う	.76	.00	.20	-.06	.03	.63
殺人罪での起訴は妥当であった	.73	.17	.09	.05	.13	.60
求刑よりも重い刑罰を科すべきだと思う	.70	-.06	.22	.04	.27	.62
本音は、下した判決よりも重い刑を科したい	.70	.09	.12	-.06	.14	.53
被告人の行為に、強い悪意を感じる	.70	.03	.20	-.10	.15	.56
自分の科した懲役で済ますのが許せないほど痛ましい	.63	.18	.09	-.09	.16	.48
子供のしつけを少し逸脱しただけであり、重大な事件ではない	-.57	.09	.34	.37	.02	.59
被告人は、根っからの悪人だと思う	.51	-.04	.45	-.16	.11	.51
Cちゃんにも、いうことを聞かないなど問題があったと思う	-.49	.15	.29	.44	.06	.54
傷害致死罪で起訴すべき事件だったと思う	-.47	.08	.26	.14	.07	.33
争点がはっきりしている裁判だった	.46	.32	.39	-.01	.03	.47
<裁判の妥当性評価> $\alpha = .78$						
この裁判は妥当な流れで行われた	.08	.75	.07	.04	-.03	.58
公平な裁判であったと思う	.14	.71	.16	-.02	.09	.56
検察側の冒頭陳述は妥当であった	.31	.63	.22	-.04	.10	.55
検察の求刑は妥当であった	.01	.58	.07	-.07	.12	.36
<秩序の維持> $\alpha = .67$						
適切な判決を出しやすい裁判だと思う	.10	.35	.63	-.08	.06	.53
自分の科した懲役で、正義は守られると思う	.03	.14	.51	.09	.09	.30
<事件への共感> $\alpha = .71$						
誰でも起こしうる事件だと思う	-.12	-.04	-.01	.81	.05	.68
どこにでもあるような事件だと思う	.06	.02	-.07	.68	.12	.49
自分も同じことをやってしまうかも知れない	-.43	-.02	.14	.49	-.03	.45
<母親への非難> $\alpha = .79$						
虐待を止めなかった母親こそ一番の責任がある	.13	.12	.00	.07	.80	.68
そもそも母親のFが一番悪い	.02	.01	.11	.16	.66	.48
<残余項目>						
弁護側の弁論は、被告人の弁護として妥当であった	-.15	.39	.02	.14	-.08	.20
社会一般の人であれば、自分よりも重い刑罰を科すと思う	.39	.15	.45	.02	.36	.51
量刑判断にかなり迷った	-.15	.24	-.22	.25	.08	.20
社会一般の人たちは、自分の判断よりも重い刑罰を科すべきだと考えると思う	.37	.01	.43	-.03	.46	.53
自分の身近にいる家族や友人たちは、自分の判断よりも重い刑罰を科すべきだと考えると思う	.29	.02	.39	-.05	.43	.43
自 乗 和	5.61	2.41	2.16	1.92	1.87	13.97
寄 与 率	26.36	12.91	8.25	6.05	4.96	58.53

究でも高い信頼性係数 ($\alpha = .95$) を示していたため、本研究でも13項目を合成して社会考慮得点とした。

量刑判断における重回帰モデル 量刑判断(従属変数)に対し、反省の有無・生育環境・犯行態様の残虐さ・身勝手さ(独立変数)とした重回帰モデルを作成した(Table3)。しかし、 R^2 は.02で有意差は見られず、いずれの変数も量刑判断に影響してはいなかった。

Table3
量刑判断を従属変数とした重回帰分析の結果

独立変数	β
反省の有無	.01
生育歴	-.07
残虐さ	.08
身勝手さ	.08
R^2	.02

裁判評価に関する個人特性別に見た比較

裁判評価に関する因子分析得点を従属変数とし、回答を求めた11の個人特性(はい・いいえ)を独立変数として、対応のないt検定を実施した。

犯人への非難因子について、自分は罪を犯すことはない($t(238) = 2.85, p < .01$), 死刑制度に賛成である($t(238) = 5.29, p < .001$), 裁判員として裁判に参加したことがある($t(238) = -2.15, p < .05$), 世の中には矯正不可能な人間もいると思う($t(238) = 3.18, p < .01$)について有意差が見られた。裁判員制度に参加したことがある群において、犯人を非難する感情が低いことが明らかになり、それ以外の要因は、“はい”と回答した群の方が高かった(Table4)。

裁判妥当性因子については、自分は罪を犯すことはない($t(238) = 1.82, p < .10$), 裁判員として裁判に参加したことがある($t(238) = -1.95, p < .10$)の二つについて、傾向差が見られた。自分が罪を犯すことはない

Table4 個人特性別に見た「犯人への非難」因子の平均と標準偏差

	はい	いいえ	t
自分は事故に巻き込まれることはない(54:186)	3.28 (.56)	3.34 (.52)	-.73
自分は犯罪に巻き込まれることはない(74:166)	3.35 (.51)	3.31 (.54)	.44
自分は事故を起こすことはない(75:165)	3.40 (.48)	3.20 (.58)	1.29
自分は罪を犯すことはない(147:93)	3.39 (.56)	3.29 (.51)	2.85 **
死刑制度に賛成である(191:49)	3.41 (.48)	2.99 (.58)	5.29 ***
裁判員として裁判に参加したことがある(8:232)	2.93 (.86)	3.34 (.51)	-2.15 *
世の中には矯正不可能な人間もいると思う(217:23)	3.36 (.51)	3.00 (.65)	3.18 **
罪を犯しても、捕まる確率は実は低いと思う(75:165)	3.38 (.58)	3.30 (.51)	1.10
日本の社会は平和だと思う(174:66)	3.31 (.49)	3.37 (.64)	-.74
私は性善説(人は基本的に善であるとする)を支持する(159:81)	3.33 (.52)	3.31 (.55)	.25
私は性悪説(人は基本的に悪であるとする)を支持する(71:169)	3.38 (.55)	3.30 (.52)	1.05

※()内は標準偏差, 独立変数中の数値は(はい:いいえ)の人数比率を示す *** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

回答した群において裁判を妥当であると判断する傾向が高く，裁判員裁判に参加した群はいい絵と回答した群の方が高い値を示した（Table5）。

秩序の維持因子については，自分は事故を起こすことはない（ $t(238) = -1.94, p < .10$ ），自分は罪を犯すことはない（ $t(238) = -1.89, p < .10$ ），私は性善説（人は基本的に善である

とする）を支持する（ $t(238) = -1.77, p < .10$ ）について，いずれも傾向差が見られた。いずれも，“はい”と回答した群において，高い数値を示していた（Table6）。

事件への共感因子については，自分は罪を犯すことはない（ $t(238) = -2.39, p < .05$ ），私は性善説（人は基本的に善であるとする）を支持する（ $t(238) = -3.14, p < .01$ ），私は性悪

Table5 個人特性別に見た「裁判妥当性」因子の平均と標準偏差

	はい	いいえ	t
自分は事故に巻き込まれることはない	3.31 (.83)	3.34 (.76)	-.31
自分は犯罪に巻き込まれることはない	3.32 (.78)	3.34 (.78)	-.13
自分は事故を起こすことはない	3.41 (.75)	3.22 (.81)	1.38
自分は罪を犯すことはない	3.44 (.83)	3.29 (.75)	1.82 †
死刑制度に賛成である	3.35 (.80)	3.29 (.70)	.44
裁判員として裁判に参加したことがある	2.81 (.95)	3.35 (.77)	-1.95 †
世の中には矯正不可能な人間もいると思う	3.35 (.76)	3.17 (.90)	1.04
罪を犯しても、捕まる確率は実は低いと思う	3.35 (.84)	3.33 (.75)	.26
日本の社会は平和だと思う	3.38 (.73)	3.21 (.89)	1.51
私は性善説（人は基本的に善であるとする）を支持する	3.39 (.76)	3.22 (.81)	1.65
私は性悪説（人は基本的に悪であるとする）を支持する	3.29 (.81)	3.35 (.76)	-.54

※（ ）は標準偏差

† $p < .10$

Table6 個人特性別に見た「秩序の維持」因子の平均と標準偏差

	はい	いいえ	t
自分は事故に巻き込まれることはない	3.03 (.99)	2.80 (.89)	1.62
自分は犯罪に巻き込まれることはない	2.97 (.94)	2.80 (.91)	1.39
自分は事故を起こすことはない	2.94 (.91)	2.71 (.92)	1.94 †
自分は罪を犯すことはない	3.02 (.99)	2.77 (.87)	1.89 †
死刑制度に賛成である	2.88 (.92)	2.73 (.90)	.99
裁判員として裁判に参加したことがある	2.69 (1.00)	2.86 (.92)	-.51
世の中には矯正不可能な人間もいると思う	2.85 (.92)	2.87 (.91)	-.11
罪を犯しても、捕まる確率は実は低いと思う	2.96 (1.01)	2.80 (.87)	1.25
日本の社会は平和だと思う	2.84 (.87)	2.86 (1.04)	-.14
私は性善説（人は基本的に善であるとする）を支持する	2.92 (.88)	2.70 (.97)	1.77 †
私は性悪説（人は基本的に悪であるとする）を支持する	2.75 (1.02)	2.89 (.87)	-1.13

※（ ）は標準偏差

† $p < .10$

説（人は基本的に悪であるとする）を支持する（ $t(238) = 4.16, p < .001$ ）について有意差が見られた。性悪説を支持する群において、“はい”と回答した方が高い値を示し、他2項目については、“いいえ”と回答した方が高い値を示していた（Table7）。

母親への非難因子については、自分は犯罪に巻き込まれることはない（ $t(238) = 2.07,$

$p < .05$ ）、自分は事故を起こすことはない（ $t(238) = 1.96, p < .10$ ）、自分は罪を犯すことはない（ $t(238) = 2.35, p < .05$ ）、私は性善説（人は基本的に善であるとする）を支持する（ $t(238) = 2.04, p < .05$ ）について、有意差および有意傾向が見られた。いずれの項目についても、“はい”と回答した群の方が高い値を示していた（Table8）。

Table7 個人特性別に見た「事件への共感」因子の平均と標準偏差

	はい	いいえ	t
自分は事故に巻き込まれることはない	2.26 (.72)	2.39 (.80)	-1.10
自分は犯罪に巻き込まれることはない	2.30 (.75)	2.39 (.80)	-.86
自分は事故を起こすことはない	2.27 (.77)	2.51 (.78)	-1.58
自分は罪を犯すことはない	2.24 (.81)	2.42 (.76)	-2.39 *
死刑制度に賛成である	2.34 (.79)	2.44 (.76)	-.73
裁判員として裁判に参加したことがある	2.25 (.81)	2.37 (.78)	-.41
世の中には矯正不可能な人間もいると思う	2.36 (.77)	2.36 (.88)	.00
罪を犯しても、捕まる確率は実は低いと思う	2.47 (.91)	2.32 (.72)	1.39
日本の社会は平和だと思う	2.34 (.78)	2.41 (.79)	-.57
私は性善説（人は基本的に善であるとする）を支持する	2.25 (.75)	2.58 (.81)	-3.14 **
私は性悪説（人は基本的に悪であるとする）を支持する	2.68 (.85)	2.23 (.72)	4.16 ***

※（ ）は標準偏差

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

Table8 個人特性別に見た「母親への非難」因子の平均と標準偏差

	はい	いいえ	t
自分は事故に巻き込まれることはない	3.24 (.96)	3.03 (.86)	1.57
自分は犯罪に巻き込まれることはない	3.25 (.88)	3.00 (.87)	2.07 *
自分は事故を起こすことはない	3.18 (.87)	2.91 (.88)	1.96 †
自分は罪を犯すことはない	3.24 (.90)	3.00 (.87)	2.35 *
死刑制度に賛成である	3.10 (.88)	2.98 (.88)	.85
裁判員として裁判に参加したことがある	2.63 (.74)	3.09 (.88)	-1.47
世の中には矯正不可能な人間もいると思う	3.08 (.89)	3.00 (.84)	.43
罪を犯しても、捕まる確率は実は低いと思う	3.07 (.93)	3.08 (.87)	-.02
日本の社会は平和だと思う	3.08 (.88)	3.07 (.90)	.07
私は性善説（人は基本的に善であるとする）を支持する	3.16 (.88)	2.91 (.87)	2.04 *
私は性悪説（人は基本的に悪であるとする）を支持する	3.05 (.98)	3.09 (.84)	-.29

※（ ）は標準偏差

* $p < .05$, † $p < .10$

社会考慮と裁判評価との関連 社会考慮得点を合成し、中央値 (3.0) を基準に低群 (N=124) と高群 (N=115) に被験者を二分し、これを独立変数とした。その上で、5つの裁判評価の因子を従属変数とした t 検定を実施したところ、犯人への非難 ($t(237) = -4.43, p < .001$), 裁判妥当性 ($t(237) = -3.79, p < .001$), 秩序の維持 ($t(237) = -2.01, p < .05$), 事件への共感 ($t(237) = -2.79, p < .01$), 母親への非難 ($t(237) = -2.64, p < .01$) の全てについて有意差が見られた (Table9)。いずれの項目も、社会考慮が高い群の方が低い群と比べ、高い値を示していた。

Table9
社会考慮高低別に見た裁判評価の平均と標準偏差

	社会考慮低群	社会考慮高群	t
犯人への非難	3.18 (.55)	3.47 (.47)	-4.43 ***
裁判妥当性	3.16 (.77)	3.53 (.74)	-3.79 ***
秩序の維持	2.74 (.92)	2.98 (.90)	-2.01 *
事件への共感	2.23 (.70)	2.51 (.84)	-2.79 **
母親への非難	2.93 (.83)	3.23 (.92)	-2.64 **

※ () は標準偏差 *** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

【考察】

重回帰モデルの構築について 量刑判断に対し、反省の有無・生育環境・犯行態様の残酷さ・身勝手さがどう影響するのかについて、重回帰モデルを作成したが、有意差は見られなかった。いずれの因子も全く量刑判断に影響していなかった。

一般的な印象として、反省をしているかどうかや、被告がどういった育ちをしているかを行った要因は、量刑判断に大きく影響するとみなされがちである。しかし、その影響が全く見られなかったということは、量刑判断がどういった基準で行われているのかという

疑問が残る。

一つの指標として、死刑を適用する際の判断基準とされる永山基準では、(1)犯罪の性質、(2)動機、計画性など、(3)犯行態様、執拗(しつよう)さ・残酷性など、(4)結果の重大さ、特に殺害被害者数、(5)遺族の被害感情、(6)社会的影響、(7)犯人の年齢、犯行時に未成年など、(8)前科、(9)犯行後の情状、以上の9つを挙げている(山崎・石崎・サトウ, 2014)。本研究の知見に基づけば、裁判員裁判においては、(2)や(3)を量刑判断の基準としては用いていない可能性がある。

総合して、本研究で独立変数としたのはいわず、事件を起こした被告に関する要因であり、一般的なイメージと異なり、これらが量刑判断に影響することはないのではないか。代わりに大きく影響するのは、(4)(5)(6)など、いかに重大な結果を与えたのか、被害者がどのような感情を持っているのかといったことの方が、裁判員裁判における量刑判断を大きく規定している可能性がある。綿村・分部・高野(2010)によれば、裁判員裁判において、一般市民は応報的な判決を下す傾向にある。結果の重大性や被害者感情を、被告の事情よりも強く斟酌している可能性が高い。

裁判評価に影響する個人特性別について

裁判評価に関する因子分析得点を従属変数とし、回答を求めた11の個人特性(はい・いいえ)を独立変数として、対応のない t 検定を実施した結果、いくつかの興味深い結果が見られた。ここでは、因子ごとに知見をまとめ、量刑判断との関連を考察していく。

まず「犯人への非難」因子について、「自分は罪を犯すことはない」「死刑制度に賛成である」「世の中には矯正不可能な人間もいると思う」に「はい」と回答した群の方が高い値を示し、「裁判員として裁判に参加した

ことがある」に「いいえ」と回答した群の方が高い値を示していた。

このことから、犯罪不安などが犯人への非難につながっているのではなく、自身が犯罪に対してそもそも厳しい目を向けていることが、犯人への非難に結びついていることが判る。その根底には、240名中217名という、9割に上る矯正不能な者がいるという人間観があり、それが衆議院（2008）におおむね即した結果である、8割に上る死刑制度への支持ともつながっているのではないか。犯人への非難は、このような犯罪者への厳しい視線が強く影響しており、しかもその比率は非常に高いことが、調査結果より伺える。

なお、有意差が見られたものの、裁判員裁判の経験者は240名中8名に過ぎず、分析対象人数には大きな問題がある。それでも、裁判員裁判に参加した群において、犯人への非難がかなり低い値を示したことは興味深い。

事件が起きれば、その直後にワイドショーなどがセンセーショナルに事件を報道するものの、論告求刑や判決に至るまでには、通常は相当な期間を要することが多い。このため、その間に事件は風化して記憶から薄れていく。そのような期間を経た後、ニュースなどで判決が下されたことを報道する場合、短い放送時間の中で、事件の概要程度しか述べられることがなく、検察・弁護側のやりとりは大幅に省略される。北折・小嶋（2017）によれば、これは冒頭陳述のごく一部を目にしたのと同様であり、背景にある被告の反省や事情を理解する機会もないため、直感的なイメージよりも軽い判決を出していると誤認する、原因の一つと考えられる。

対して裁判員裁判に参加経験がある群は、裁判の流れを一通り経験しており、事件を起こした被告を目の当たりにし、検察の陳述や弁護側の反論などを耳にすることで、様々な

切り口から事件を捉えることの大切さに気づく。こうした体験が、犯人を単純に非難するよりも、背景などに思いを至らせる姿勢を涵養している可能性が考えられる。このことは、裁判員制度が一定の効果をもたらしていることの傍証ともいえよう。

“裁判妥当性”因子と“秩序の維持”因子については、いずれも傾向差が見られるにとどまった。ここでも、「自分は罪を犯すことはない」について、「はい」と回答した群において高い値を示していた。自身が罪を犯すことがないと確信していると、断定的な判決を出しやすいのかもしれない。

“事件への共感”因子についても、「自分は罪を犯すことはない」に有意差が見られ、「いいえ」と回答した方が高い値を示していた。自分が罪を犯すことはないと考えている群において共感できないと回答しており、解釈として妥当である。加えてこの因子では、性善説・性悪説を支持するかについて、いずれも有意差が見られた。結果を見る限り、性悪説を志向する群において、事件への共感が高かった点は興味深い。

一般に、“自分も事件を起こすかもしれない”といった共感とは、犯罪行為を他人事と見なしていないことを指す。本研究は、子どもへの虐待致死という仮想事案を用いており、殺人と傷害致死との境界も凡例が分かれるようなシナリオを作成している（北折, 2017）。現状で子育てを行っている人は、子どものしつけなどで悩んでいたり、体罰を含む厳しい養育態度を取ってしまうことに悩んでいる人は多い。また、母子・父子家庭や、離婚・再婚などを通じて血のつながらない子どもがいるなど、様々な状況で子育てに苦悩した経験を持つ人も中には含まれるであろう。こうした人にとって、自身が罪を犯すようなことをしなかったのはたまたまであり、自身も被告

となり得たかもしれないと考えるのは、想像に難くない。事件の被告に当事者意識を持つことが、許容的になる一因と考えられる。自身と重ねてたまたまそういう状況になったとか、犯人も自分と同じようなタイプの人であるなどと、同情的な解釈をする可能性が高い。

それにも関わらず、性善説を否定し、性悪説を肯定する群の方が、高い共感性を示していた。人は根源的に悪人であるという考え方をするのであれば、他者への信頼感も低いことを意味する。よって、自発的な犯罪の抑止に期待することもなく、罰を持って犯罪を抑止しようとする志向性が高い。

そう考えると、先述の通り事件への共感と同情的な解釈をもたらすため、性善説・性悪説に関する分析結果は、真逆の解釈が成立してしまう。こうした食い違いが生じる可能性の一つに、「自分は罪を犯すことはない」という質問に、いわゆる正義感の強い人が‘はい’と回答していた可能性が挙げられる。本来この質問は、自分が罪を犯すかも知れないかについて単純に問うものであったが、言外にある正義感や、遵守意識についても斟酌してしまっているのかも知れない。そうした可能性も含め、この結果は今後検討していく必要がある。

“母親への非難”因子について、「自分は犯罪に巻き込まれることはない」「自分は罪を犯すことはない」「私は性善説（人は基本的に善であるとする）を支持する」について有意差が見られ、いずれも‘はい’と回答した群において、母親を非難する傾向が高かった。

「自分は犯罪に巻き込まれることはない」および「自分は罪を犯すことはない」について、これに‘はい’と回答した群は、実態以上に犯罪を自身から遠いものと捉えている可能性が高い。しかし警察庁（2018）によれば、平成14年のピーク時における刑法犯認知件数

は、人口1000人あたり22.4件であり、最新の平成29年度でも7.2件に上る。実際には、家族・友人・知人と言ったネットワークを考慮すれば、周囲も含めて生涯で事件に一度も遭遇することもなく、軽微な交通違反すら犯さない人というのは、ほぼ皆無であろう。

そう考えると、犯罪に巻き込まれない、起こさないと回答した群は、犯罪不安や当事者意識が弱い。そのため、事件の背景や加害者の心情にまで思いを至らせることは少なく、事件によって生じた被害や、被害者をかかわいそうだとした感情的な反応にとどまる。そのことが、母親に対する非難につながったと考えられる。

その他、性善説を支持する群においても、母親への非難の値が高く、親子関係における母性神話などとの関連が推測される。北折・安藤・大山（2010）では、実際の子育て場面において望ましいかはともかく、親が子供の状況をきちんと把握し、しつげとして叩いたりすることは、嘘をつくことへの罪悪感の上昇に影響していた。本研究は虐待事案であり、子どもへの暴力を加害者である父親が、しつげであると正当化しやすいケースであった。性善説を支持する群が、被害児童に対して性善説に基づき、「○○ちゃんは悪い子ではない」と考えたとすれば、暴力を止めなかった母親を非難するのは想像に難くない。同様に、父親に対して「子どもを殺してしまったが、本当は悪い人ではないのではないか」などと考えた場合、怒りの矛先が母親に向けられることとなる。

社会考慮との関連について、いずれの因子についても有意差が見られた。社会考慮が高いほど、犯人や母親を強く非難しており、裁判を妥当であると評価し、裁判により正義が守られたと考える反面で、事件への共感も高かった。この結果を見る限り、社会考慮が高

い群は非難傾向が高いため、厳罰志向にあるといえよう。

しかし、併せて事件への共感も高かったのが、社会考慮が高いことの特徴ともいえる。事件を他人事ではないと考える人は、自身の正義感や感情的な判断に加え、相手の立場や事情にまで思いが至っている。そもそも、社会の成り立ちや自身の行為が、最終的にどういう結果をもたらすのかを常に考えているような人は、普段から様々な切り口で事象を捉える傾向がある。こうした着眼点に関する検討は、これまでほとんどされておらず、今後明らかにしていくべき課題の一つであろう。

最後に、本研究で明らかにできなかった課題をまとめ、今後の展望を行う。まず、重回帰モデルで全ての独立変数が従属変数（懲役年数）に影響せず、量刑判断に影響すると考えていた、被告の反省や生育歴といった要因が全く無関係であった。原田（2014）によれば、裁判官は被告が反省していることで刑を軽くする方向で考えるが、裁判員となる一般市民は、必ずしもそう考えるわけではないため、加害者の要因は一般市民の感覚では、殆ど考慮されない可能性が高い。しかし、本研究のシナリオでは、被害の程度は固定しており、被害者の遺族が被告であるため変数として投入できなかった。今後はこうした変数についても、さらなる検討を重ねていく必要がある。

また、個人特性についてはいくつかの項目について有意差が見られた。今後は影響が想定される他要因も含め、量刑判断に至る総合的なモデルの構築を目指していく必要がある。

【引用文献】

荒井崇史（2012）. 犯罪不安と一般的信頼との関

連 — 犯罪被害に対する楽観視との比較を通して — 犯罪心理学研究 **50**, 15-25.

荒川歩（2015）. Commonsense Justice と市民の常識に基づく法 法と心理 **15**, 70-71.

童門冬二（2012）. 韓非子に学ぶ — 本音で生きる知恵 — じっぴコンパクト新書

福本純一（2015）. 死刑制度に対する大学生の態度 関西学院大学社会学部紀要 **120**, 27-32.

原田國男（2014）. 裁判員裁判の量刑と控訴審法と心理 **14**, 43-49.

星周一郎（2012）. 危険な運転による致死傷と危険運転致死傷罪・自動車運転過失致死傷罪 法学会雑誌 **53**, 183-230.

法務省法務総合研究所（2007）. 犯罪白書（平成19年版）佐伯印刷

板山昂（2014）. 裁判員裁判における量刑判断に関する心理学的研究 風間書房

警察庁（2018）. 警察白書（平成30年版）特集 近年における犯罪情勢の推移と今後の展望 日経印刷

北折充隆（2017）. 罪名判断に影響する因子に関する検討 日本グループ・ダイナミクス学会第64回大会発表論文集 Pp.185-186.

北折充隆・安藤玲子・大山小夜（2010）. 親の養育態度が逸脱行動に対する子の罪悪感形成に及ぼす心理学的要因に関する研究 金城学院大学論集 **7**, 1-9.

北折充隆・小野寺理江（2013）. 治安意識に関する心理学的研究 金城学院大学論集 **14**, 13-21.

北折充隆・小嶋理江（2017）. 裁判員裁判におけるゲイナーロス効果に関する研究 金城学院大学論集 **10**, 25-33.

三島聡・本庄武・森本郁代・國井恒志（2016）. 裁判員裁判の量刑評議のあり方を考える — 近時の最高裁の判断および模擬裁判を踏まえて — 法と心理 **16**, 62-68.

森炎（2011）. 量刑相場 幻冬舎新書

守屋洋（2008）. 右手に「論語」左手に「韓非子」 — 現代をバランスよく生き抜くための方法 — 角川SSC新書

岡部眞貴子（2012）. 罪を犯した人の社会復帰についての一考察：矯正施設から社会生活への継続性に着目して 東洋大学大学院紀要（社会学・福祉社会） **49**, 163-182.

- 小野寺理江・桐生正幸（2003）. 空間情報が犯罪不安に及ぼす影響 犯罪心理学研究 **41**, 53-62.
- 小野寺理江・桐生正幸・樋村恭一・三本照美・渡邊和美（2002）. 犯罪不安喚起の諸要因を検討する実験室研究のアプローチ 犯罪心理学研究 **40**, 1-12.
- 斎藤和志（1999）. 社会的迷惑行為と社会を考慮すること 愛知淑徳大学論集 **24**, 67-77.
- Schwarz, N. (1990). Feelings as information: Informational and motivational functions of affective states. In E.T. Higgins & R. Sorrentino (Eds.). *Handbook of Motivation and Cognition: Foundations of social behavior (Vol.2)*. New York: Guilford Press. pp.527-561.
- 衆議院（2008）. 死刑制度に関する資料 衆議院調査局法務調査室
- 高木彩（2005）. 社会的迷惑研究の動向 東京女子大学心理学紀要 **1**, 75-80.
- 谷口友梨・池上知子（2018）. 量刑判断にもたらす心理的距離の影響 -事件の発生時期に着目して 法と心理 **18**, 99-116.
- 辻孝司（2012）. 弁護士から見た加害者-刑事裁判における加害者像の位置づけとその変化 廣井亮一（編）加害者臨床 日本評論社 pp.125-139.
- 綿村英一郎・分部利紘・高野陽太郎（2010）. 一般市民の量刑判断：応報のため？それとも再犯抑止やみせしめのため？ 法と心理 **9**, 98-108.
- 山崎優子・石崎千景・サトウタツヤ（2014）. 死刑賛否に影響する要因と死刑判断に影響する要因 立命館人間科学研究 **29**, 81-94.
- 吉田俊和・元吉忠寛・北折充隆（2000）. 社会的迷惑に関する研究（3）—社会考慮・信頼感による人の分類と社会認識・迷惑対処方略の関連—名古屋大学教育発達科学研究科紀要（心理学）**47**, 35-45.